

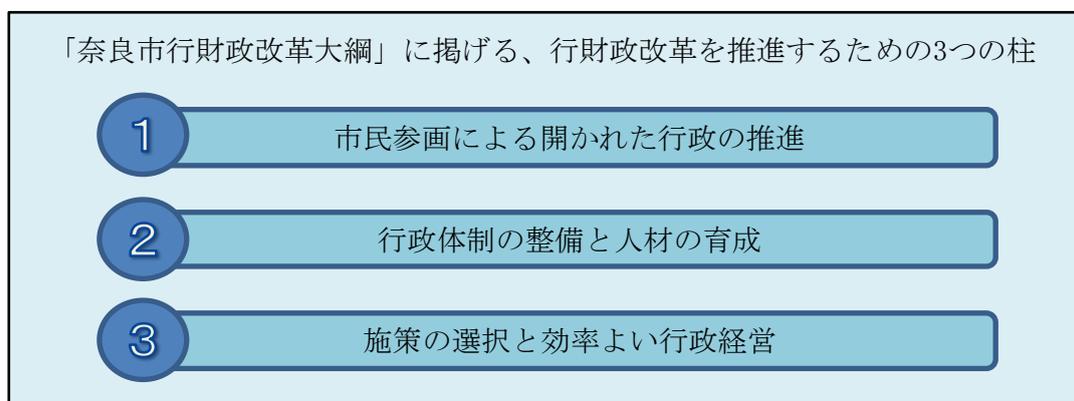
第4次奈良市行財政改革大綱 及び実施計画に基づく取組

【平成16年度～平成22年度】

奈良市行財政改革推進本部
平成23年9月

はじめに

奈良市では、「第4次奈良市行財政改革大綱」及び、これに基づく、「奈良市行財政改革実施計画」を平成16年7月に策定し、改革を推進する3つの柱を掲げ、平成16年度から平成25年度を目標として、行財政改革の推進を図ってきました。



なお、社会経済情勢の変化に伴い、多様化する市民ニーズに対応するため、大綱については、平成18年2月に改訂、また、実施計画については、平成18年2月及び平成19年6月に改訂し、取組を進めてまいりましたが、「奈良市第4次総合計画」が平成23年度からスタートすることから、行財政改革に関する計画についても歩調を合わせるため、一旦、現行の実施計画を平成22年度末で総括することとしました。

そこで、本報告書では、平成16年度から22年度までの7年間における主な行財政改革の取組内容について取りまとめましたのでお知らせします。

各年度ごとの取組状況の詳細については、すでにホームページ等で公表しておりますので、そちらでご確認ください。

【 目 次 】

● 主要な取組の成果	1
(1) 体系別取組一覧	
(2) 取組効果額	
● 主要な数値目標の結果	4
(1) 経常収支比率	
(2) 公債費比率	
(3) 財政力指数	
(4) 職員数	
● 目的・全体計画の達成度	9

主要な取組の成果

行財政改革実施計画における主な取組の成果は次のとおりです。

(1) 体系別取組一覧

1. 市民参画による開かれた行政の推進

(1) 市民の参画と協働の推進

- ・まちかどトークを毎年45～65回実施(1,100～2,000人利用)。市の制度・施策等を紹介する事業として実施してきました。
- ・市役所コールセンターを平成19年5月運営開始。年中無休、午前8時～午後9時 FAXは24時間対応で実施してきました。
- ・「安全安心まちづくり条例」を施行(平成20年4月)。また、自主防犯組織、自主防災組織の設立及び活動の推進を図りました。
- ・「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の施行(平成21年7月)。「推進計画」を策定しました(平成22年12月)。

(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進

- ・「情報公開条例」を全部改正(平成20年4月施行)し、より公正で開かれた市政の推進に努めました。
- ・個人情報保護条例を全部改正(平成22年4月施行)し、個人の権利利益保護に努めました。

(3) 行政評価システムの活用

- ・平成17・18年度は、事務事業評価を実施し、平成19年度からは、事務事業を行う目的に当たる「施策」(「奈良市第3次総合計画 後期基本計画」に掲げられた「節」を分類・整理したもの)を対象とした施策評価を実施しました。

2. 行政体制の整備と人材の育成

(1) 組織・機構の再編・整備

- ・政策の効率的な推進を図るとともに、市民が求める行政サービスに体系的に応じることのできる組織体制を構築するため、必要に応じて組織再編を行いました。平成23年度に向けては、各部局にまたがっている子育てに関する施策を集約することにより、子どもに関する事務について総合的見地に立って施策を計画、推進するため、子ども未来部を創設するなど組織の見直しを行いました。

(2) 市民サービスの向上

- ・各種行政手続きの電子申請及び各公共施設の電子予約ともに適用業務を順次拡大したことで、電子申請システム利用件数が増加しました。
- ・生涯学習情報提供システムを平成19年度からインターネット化し、各家庭のパソコンを通じて閲覧が可能となったことで効率的な情報提供と利便性の向上につながりました。(平成22年度訪問者数 延約53,000人)

(3) 新たな人事制度の構築

- ・意欲と能力を有する有為な人材に活躍の場を与えるため、昇任試験制度の改善や自己申告制の導入などを実施しました。また、年功序列の人事管理を改め、職員の能力・業績を活かす人事評価制度の構築に向けて、年次計画を策定しました。

3. 施策の選択と効率よい行政経営

(1) 健全な財政運営の確保

- ・ 普通会計と公営企業、第三セクター等を含めた連結による財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、平成20年度決算分から公表しています。
- ・ 平成19年3月に「水道事業中長期計画」（地域水道ビジョン）を作成し公表しました。本計画は、水道事業ガイドライン業務指標により分析を行い、PDCAサイクルでフォローアップしています。
- ・ 平成18年度に「納税呼びかけセンター」を設置し、平日夜間休日電話催告を実施。平成20年度からは収納窓口をコンビニ等にも拡大、さらに滞納整理課、債権整理課を新設することで市税等徴収体制を強化し、差押物件の公売を実施しました。
- ・ 広告掲載基準等を策定し、しみんだよりやホームページ、市庁舎壁面、封筒などへの広告掲載を行うことで新たな収入源の確保に努めました。

(2) 事務効率の向上と行政コストの削減

- ・ 平成21年11月に大型ごみ電話受付処理システムを導入したことにより、迅速な受付業務が可能になったことや収集作業に伴う地図作成等の事務処理が容易になったことで事務効率の向上につながりました。
- ・ 平成20年度に電子入札を導入、平成22年度には電子入札の拡大とともに、入札制度等改革検討委員会及び入札監視委員会の立ち上げ等、入札制度改革を並行して行いました。

(3) 事務事業の整理・合理化

- ・ 「選択と集中」による業務の重点化を目指し、行政で全事務事業の見直しを行ってききましたが、平成21年度からは、公開の場において、外部の視点から事業の見直しの方向性について議論を行う「事業仕分け」を市民などの協力を得て実施し、仕分けの判定結果を次年度予算へ最大限に反映させました。

(4) 投資的事業の重点化

- ・ 東部地域等への浄化槽設置計画基数2,120基のうち、平成22年度末で整備率は約75%となりました。

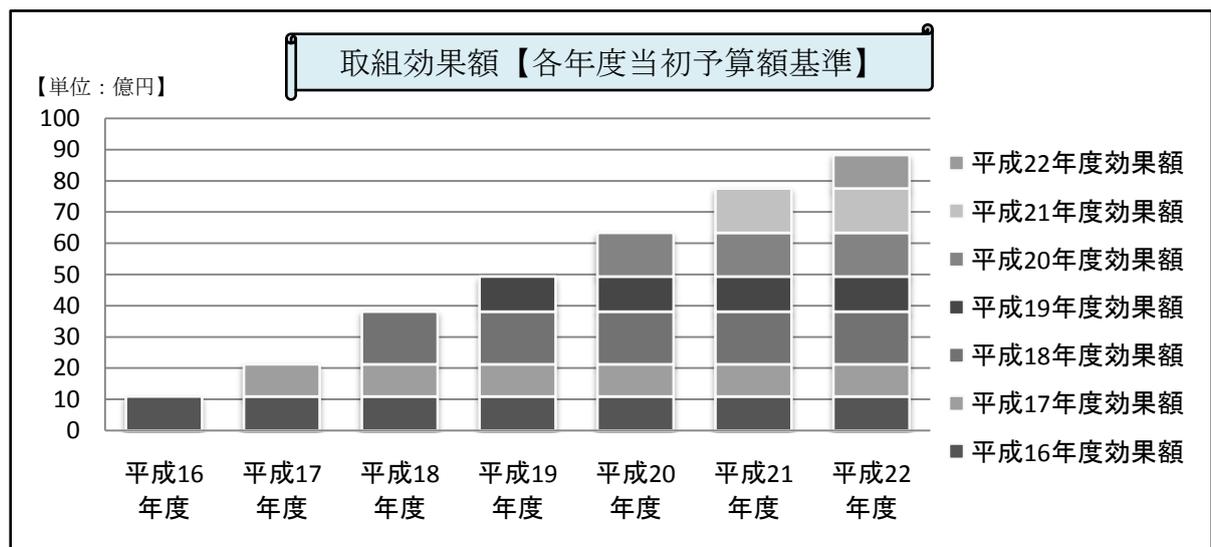
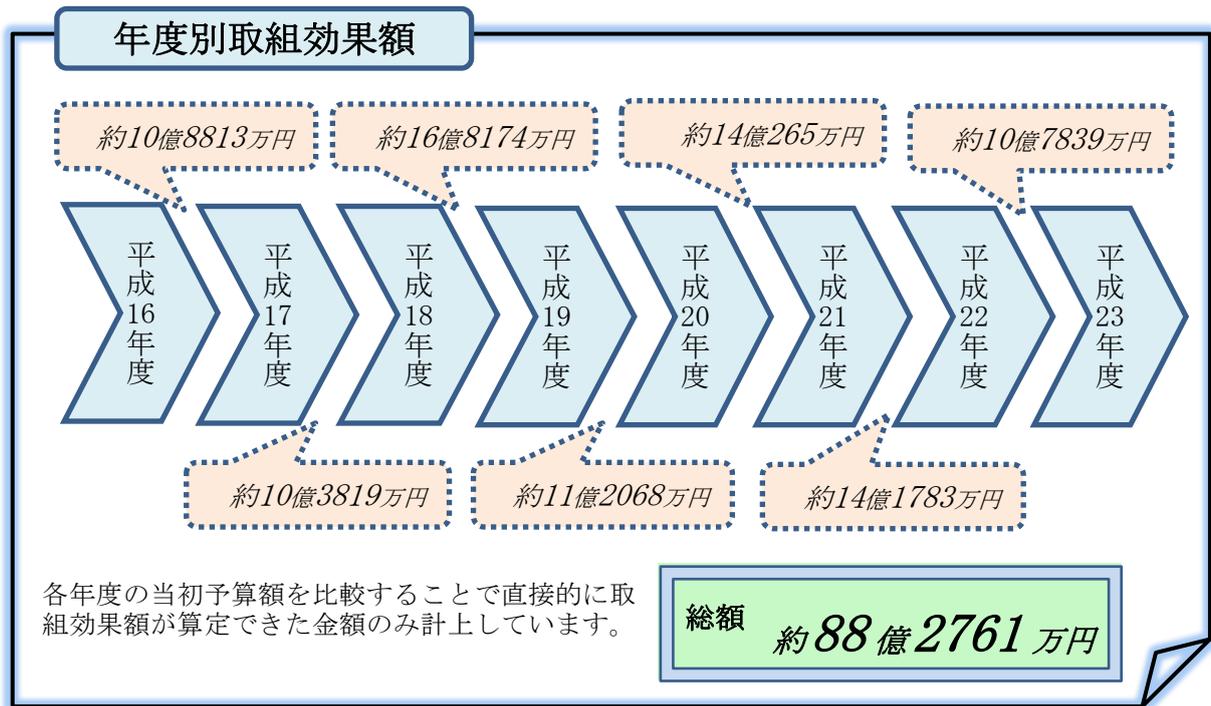
(5) 公共施設の効果的・効率的な配置と運営

- ・ 施設の老朽化が進んでいたり、利用者数が少なかったこと等から「野鳥の森」、「青年の家交楽館」、「母子福祉センター「母と子の家」」、「平城プール」、「なら奈良館」、「青少年児童会館」を廃止しました。また、「男女共同参画センター」を移転することで管理運営コストを削減しました。

(6) 外郭団体の経営の健全化

- ・ 施設の統廃合及び新公益法人制度の導入を踏まえ、外郭団体が今後も効果的・効率的に市民のニーズに対応できる組織として存続していくため、平成22年度に「外郭団体の統廃合に関する指針」を策定しました。本指針に基づき、平成23年度中に18ある外郭団体を半数程度に統廃合を進めます。

(2) 取組効果額（各年度当初予算額基準）



主要な数値目標の結果

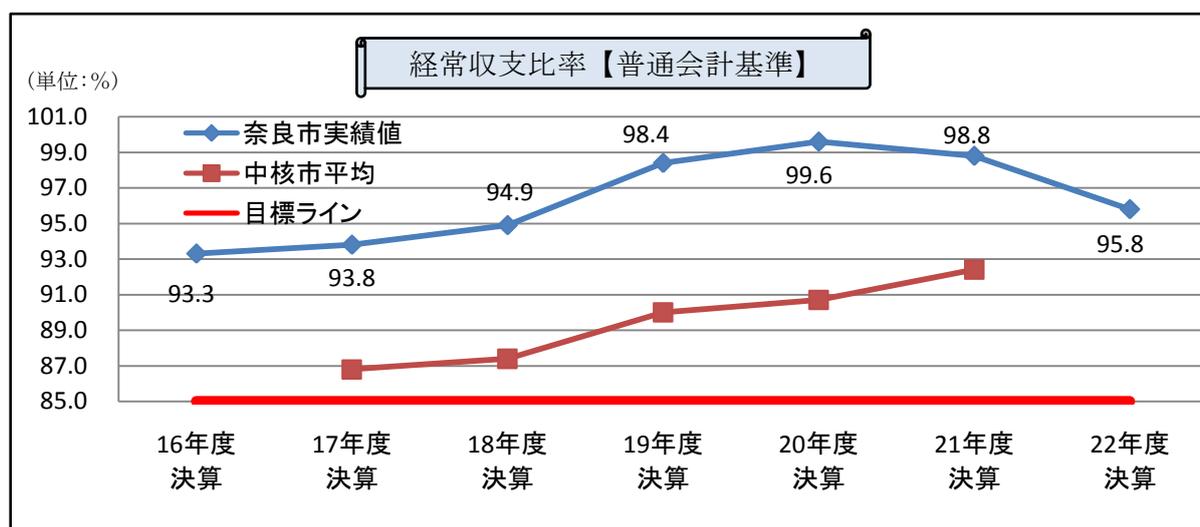
行財政改革大綱において設定しました各数値目標の取組結果は次のとおりです。

(1) 経常収支比率

目標内容 (大綱より 概要抜粋)	経常収支比率は、地方公共団体の経常的経費（人件費・物件費・維持補修費・扶助費・公債費などの毎年度決まって支出する経費）のために、経常一般財源収入（市税や地方交付税などの収入）がどの程度消費されているかを示す指標です。 本市においては厳しい財政状況を反映し、平成10年度あたりから経常収支比率が90%前後を推移し、財政構造の硬直化が急速に進展していました。そのため、行財政改革を進める中、諸方策を講じて比率を平成25年度までに概ね10%低減することを数値目標に掲げ、取組を進めてきました。
------------------------	--

数値目標 実績値	【平成16年度決算】 93.3%  【平成22年度決算】 95.8% 【平成25年度決算】 85.0%
-----------------	--

平成22年度 までの 取組内容	行財政改革実施計画に基づき、市税等の徴収率の改善や新たな収入源の確保、事業の見直しによる歳出の削減等を図ってきましたが、平成22年度決算では、95.8%と数値の改善には至っておりません。 主な要因としては、景気の低迷等の影響により、税収が減少しているにもかかわらず、生活保護費などの社会保障費が増加したことなどが考えられます。
-----------------------	--



	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中核市順位	32/37	33/37	34/35	39/39	39/41	—

※中核市については、各年度末時点での中核市を対象に比較しています。

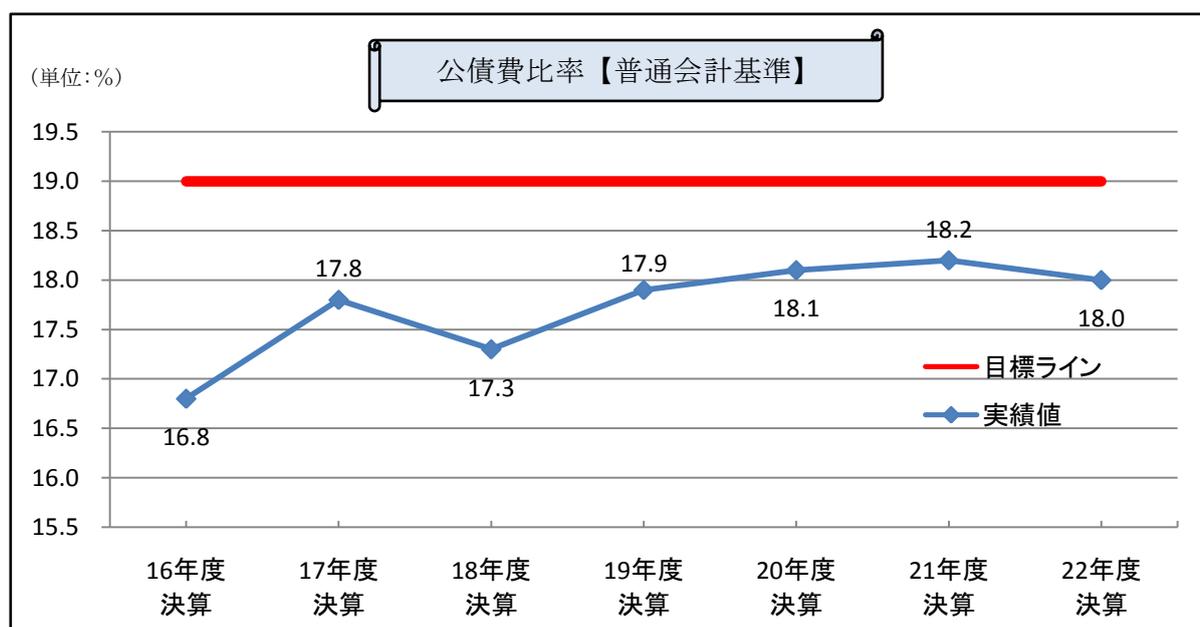
$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収 (減税) 補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

(2) 公債費比率

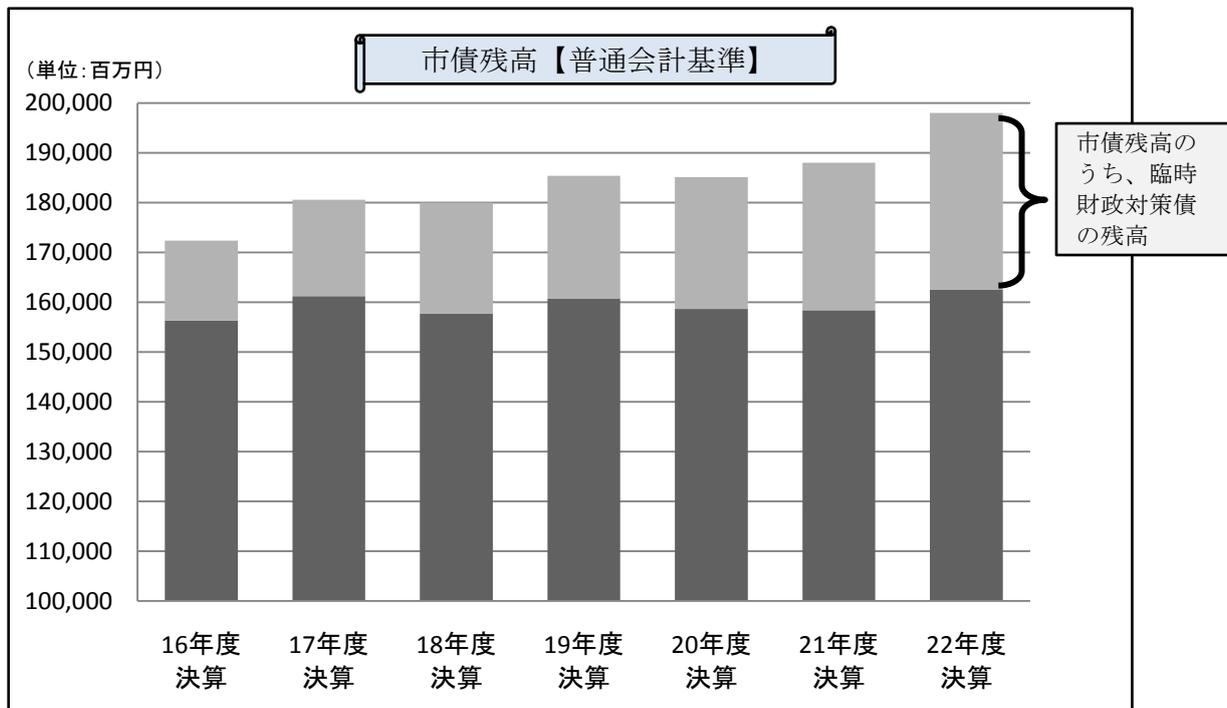
目標内容 (大綱より 概要抜粋)	公債費比率は、市債の元金と利子の支払いに要する経費の総額（公債費）が一般財源に占める割合をいい、この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。 大綱策定時点における本市の公債費比率は、収入の減少に伴う、臨時財政対策債や減収補てん債の借入の増加等による影響で上昇傾向にありました。 今後もこの傾向は継続すると考えられること、さらには旧都祁・月ヶ瀬村との合併に伴う新市建設事業による市債の増加が見込まれることから、事業の適債性や起債発行による後年度負担の増大には十分配慮しながら、平成25年度までの10年間は、比率19%以下を維持することを数値目標として、取組を進めてきました。
------------------------	--

数値目標	【平成16年度決算】 16.8%		【平成25年度決算】 19.0%以下維持
実績値	【平成22年度決算】 18.0%		

平成22年度 までの 取組内容	事業の実施においては、できる限り国・県等の財源確保を図り、市債の運用においては、事業の適債性を十分検討し、後年度負担を考慮した発行額とするとともに、財源措置のある市債の活用を図ってきましたが、市債残高が高止まりしているため、公債費比率の改善には至っていません。 要因としては、新市建設計画事業や土地開発公社経営健全化対策などによる市債発行の増加が考えられます。 しかしながら、国の施策である臨時財政対策債の発行額が増加していることも要因の一つではあります。
-----------------------	--



$$\text{公債費比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}}$$



(単位: 百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市債残高	172,352	180,546	180,016	185,368	185,126	188,018	198,038
うち、臨時財政対策債残高	16,001	19,335	22,242	24,574	26,463	29,616	35,479
差額	156,351	161,211	157,774	160,794	158,663	158,402	162,559

臨時財政対策債とは

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。

つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に地方交付税に算入されることとなっています。

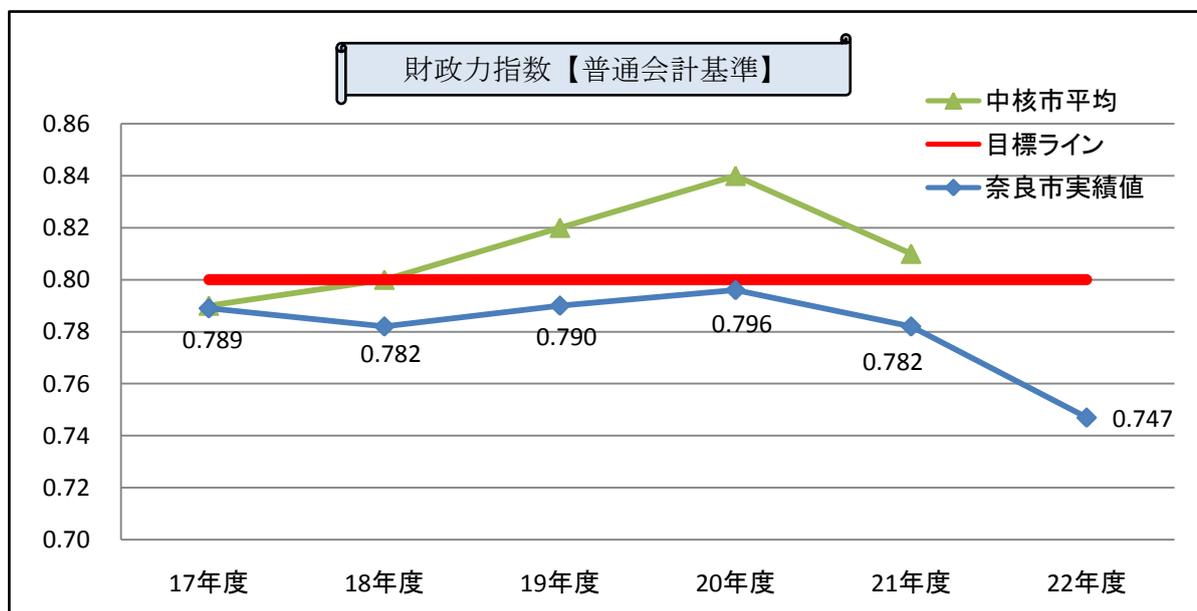
制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の代わりのようなものですが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方公共団体の責任において行う借金であるということです。

(3) 財政力指数

目標内容 (大綱より 概要抜粋)	財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を示す指数として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得る数値です。 この数値が1以上の団体は、通常普通交付税の不交付団体となり、極めて財政力の強い団体といえます。 大綱策定時点における本市の財政力指数は、0.8台から低下の状況にあり、一定の財政力の維持を目指して、0.800を数値目標をして、取組を進めてきました。
------------------------	---

数値目標 実績値	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 【平成17年度】 0.789 </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;"> >>> </div> <div style="text-align: center;"> 【平成25年度】 0.800 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 【平成22年度】 0.747 </div>
-----------------	--

平成22年度 までの 取組内容	平成17年度と比較すると、平成18年度以降、基準財政収入額・基準財政需要額ともに減少していますが、平成21年度からは、基準財政需要額より基準財政収入額の減少幅の方が大きくなっていることから数値が低下しています。 主要な要因としては、市税等の徴収率の改善などに取り組んだものの、景気の低迷等により、税収が大きく減少したことによるものが考えられます。
-----------------------	--



	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中核市順位	16/37	17/37	17/35	21/39	24/41	—

※中核市については、各年度末時点での中核市を対象に比較しています。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額を示しています。

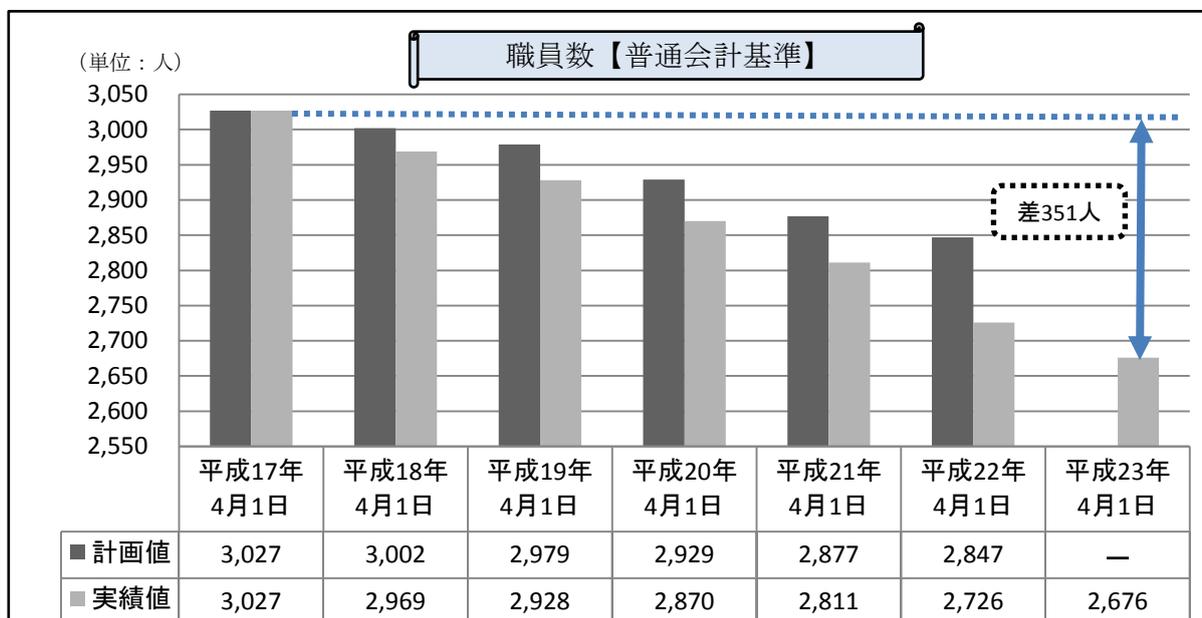
普通地方交付税の計算に用いるもので、標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」を示しています。

(4) 職員数

目標内容 (大綱より 概要抜粋)	職員数については、社会経済状況の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら、その適正化に取り組むため、数値目標を平成26年4月1日時点で職員数2,577人体制と設定しました。 そのため、現行3,027人(平成17年4月1日時点)の職員数について、定員管理の適正化を計画的に推進し、平成21年4月1日時点で150人の削減を目指すとともに、行財政改革で進める民間委託等の推進により、300人の削減を目指し、取組を進めてきました。
------------------------	---

数値目標 実績値	【平成17年4月1日】 3,027人  【平成26年4月1日】 2,577人 【平成23年4月1日】 2,676人 (351人削減)
-----------------	---

平成22年度 までの 取組内容	定員適正化計画(平成18年度～22年度)を策定し、職員数の削減に取り組んだ結果、平成21年4月1日時点の目標値であった150人の削減については、大幅に超える216人の削減となりました。 さらに、平成23年4月1日時点では、計351人の削減となっています。 ただし、ごみ収集業務・保育園・幼稚園等の大部分を市直営で行っていることから、他の中核市と比較すると人口千人当たりの職員数の数値は高い状況です。
-----------------------	---



※定員適正化計画は平成18年度から平成22年度まで

【人口千人当たり職員数】

	18年4月1日	19年4月1日	20年4月1日	21年4月1日	22年4月1日	23年4月1日
奈良市	8.04人	7.96人	7.82人	7.69人	7.47人	7.33人
中核市平均	6.97人	6.90人	6.69人	6.52人	6.40人	—
順位	33/37	33/37	30/35	36/39	36/41	—

※中核市については、各年3月31日時点での中核市を対象に比較しています。

目的・全体計画の達成度

「奈良市行財政改革大綱」では、行財政改革を推進するため、三つの改革の柱を掲げています。これらの改革の柱に基づいて「奈良市行財政改革実施計画」に定めた76の実施計画について、毎年度末時点における状況を取りまとめて公表してきました。

これまで、各実施計画における目的・全体計画の達成度を次の5段階（A～E）で評価してきましたが、平成22年度末時点での達成度を次のとおり取りまとめました。

【実施計画の進捗状況に対する所管課の評価】

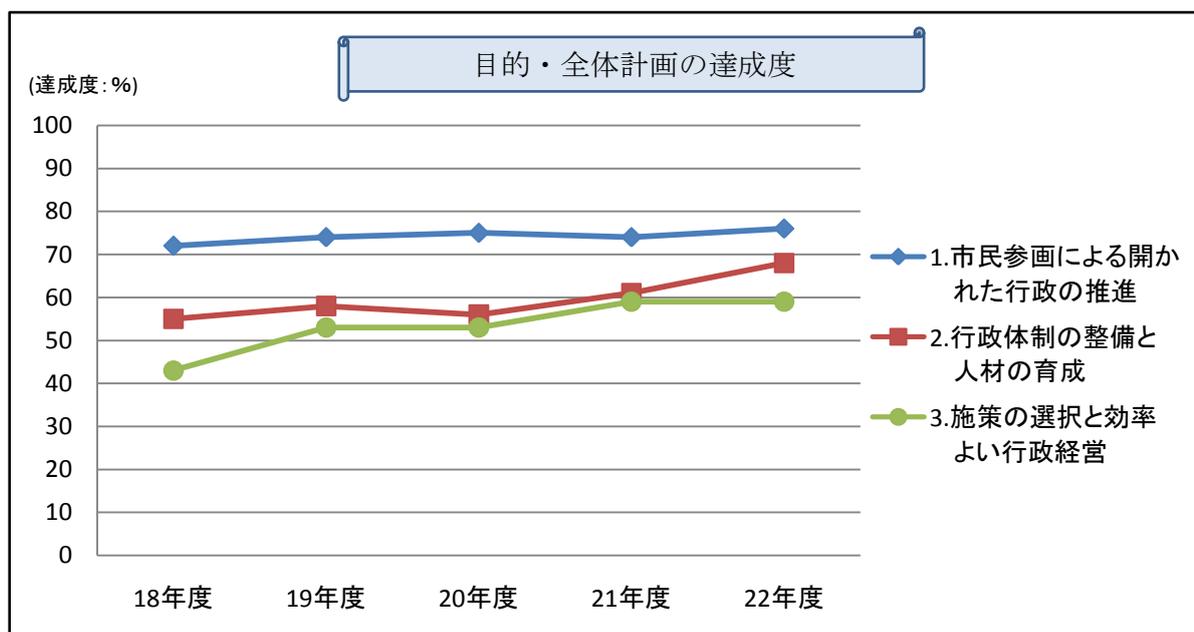
各実施計画の「目的・全体計画の達成度」は、実施計画に基づいて実施された内容により、実施計画の目的・全体計画がどの程度まで達成されたかを、各実施計画の所管課が次の5段階で評価したものです。

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| A | 実施計画の目的・全体計画は達成されている。 | 【100%】 |
| B | 実施計画の目的・全体計画はおおむね達成されている。 | 【75%】 |
| C | 実施計画の目的・全体計画は半ば達成されている。 | 【50%】 |
| D | 実施計画の目的・全体計画はほとんど達成されていない。 | 【25%】 |
| E | 実施計画の目的・全体計画は全く達成されていない。 | 【0%】 |

●各実施計画の達成度（平成22年度末）

三つの改革の柱	【計画数】	A	B	C	D	E
1. 市民参画による開かれた行政の推進	【 17 】	4	10	3	—	—
2. 行政体制の整備と人材の育成	【 22 】	3	10	9	—	—
3. 施策の選択と効率よい行政経営	【 37 】	3	15	14	3	2

※すでに計画が終了していたものについては、終了年度の評価を用いています。



1. 市民参画による開かれた行政の推進

実施計画名		所管部	所管課	全体計画 達成度
(1) 市民の参画と協働の推進				
1	パブリックコメント手続の整備	総合政策部	広報広聴課	B
2	タウンミーティングの実施	市民活動部	地域活動推進課	B
3	まちかどトークの実施	総合政策部	広報広聴課	B
4	コールセンターの設置	総合政策部	広報広聴課	B
5	市民政策アドバイザーの設置	市民活動部	協働推進課	B
6	「安全で安心な夢のあるまちづくり」の推進	市民生活部	市民安全課	B
7	市民企画事業の創設	市民活動部	協働推進課	B
8	「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方」に関する指針の策定・実施	市民活動部	協働推進課	A
9	ボランティア・NPO等との連携	市民活動部	協働推進課	A
10	男女共同参画推進パートナーシップ事業	市民活動部	男女共同参画課	B
(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進				
11	ホームページにおける情報提供	総合政策部	広報広聴課	C
12	しみんだより等の全戸配布	総合政策部	広報広聴課	C
13	積極的な情報公開の推進	総務部	文書法制課	A
14	個人の権利利益の保護	総務部	文書法制課	A
15	外部監査制度の活用	総合政策部	行政経営課	B
(3) 行政評価システムの活用				
16	事務事業評価の公表	総合政策部	行政経営課	B
17	事務事業評価の実施	総合政策部	行政経営課	C

2. 行政体制の整備と人材の育成

実施計画		所管部	所管課	全体計画 達成度
(1) 組織・機構の再編・整備				
18	簡素で効率的な組織の再編	総合政策部	行政経営課	B
19	部内統括部門の設置	総合政策部	行政経営課	C
20	新たな行政課題に対応できる体制づくり	総合政策部	行政経営課	B
21	グループ制導入による組織のフラット化	総合政策部	行政経営課	C

(2) 市民サービスの向上				
22	総合窓口の設置の検討	総合政策部	行政経営課	C
23	戸籍事務のコンピューター化	市民生活部	市民課 他	C
24	地域情報通信基盤の整備	総合政策部	情報政策課 他	B
25	行政手続の電子化	総合政策部	情報政策課 他	C
26	生涯学習情報提供システム（ならおっと）のインターネット化による情報提供	教育総務部	地域教育課	B
(3) 新たな人事制度の構築				
27	人事評価制度の導入	総務部	人事課	C
28	給与制度その他職員の勤務条件の見直し	総務部	人事課	C
29	事務分担表の有効活用による組織の見直し	総合政策部 総務部	行政経営課 人事課	C
30	中長期的な採用計画の策定と実施	総務部	人事課	A
31	専門試験の導入等試験内容等の改善	総務部	人事課	B
32	自己申告制の導入	総務部	人事課	B
33	昇任試験制度の改善	総務部	人事課	B
34	「一職場一改革」運動の推進	総務部	文書法制課	A
35	業務管理目標の設定	総合政策部	行政経営課	B
36	職員研修の充実と自己啓発を助長する職場環境の形成	総務部	人事課	B
37	水道ビジョンに基づいた水道技術の継承研修	水道局	総務課・配水課	A
38	女性管理職の登用拡大	総務部	人事課	C
39	情報化・業務改革を担う人材の育成	総務部	人事課	B

3. 施策の選択と効率よい行政経営

実施計画	所管部	所管課	全体計画 達成度	
(1) 健全な財政運営の確保				
40	財政運営指針の作成・実施	総合政策部	行政経営課・財政課	C
41	バランスシート等による財政分析	総合政策部	行政経営課	A
42	下水道事業の地方公営企業法適用と使用料水準の適正化の検討	建設部	下水道総務課	D
43	ごみ処理の有料化	環境部	企画総務課	C
44	水道ビジョンに基づいた水道事業の運営基盤の強化	水道局	経営管理課	B
45	市税等徴収体制の強化	総務部	納税課 他	B
46	受益者負担の適正化	総合政策部	行政経営課	C
47	市債残高の削減	総合政策部	財政課	B
48	広告事業等による新たな収入源の確保	総合政策部	行政経営課	B

49	予算編成方式の改革	総合政策部	財政課	C
(2) 事務効率の向上と行政コストの縮減				
50	総合的な文書管理システムの導入	総務部 総合政策部	文書法制課 情報政策課	D
51	一人一台パソコンの整備	総合政策部	情報政策課	B
52	経理事務の合理化	—	会計課	B
53	消防局職員・環境清美部職員被服貸与事務に点数制導入	消防局 環境部	総務課 企画総務課	A
54	ごみ収集体系等の見直し	環境部	企画総務課・業務改善課・ 収集課・まち美化推進課	E
55	大型ごみ電話受付処理システムの導入	環境部	まち美化推進課	C
56	民間委託及び民営化の推進	総合政策部	行政経営課	C
57	指定管理者制度の導入	総合政策部	行政経営課	B
58	公立保育園民営化計画の策定と実施	子ども未来部	子ども政策課	E
59	民間資金等活用事業（PFI）の導入検討	総合政策部	総合政策課	C
60	大学と連携したまちづくり	総合政策部	総合政策課	B
61	公共工事コスト縮減の実施	総務部	技術監理課 他	B
62	入札制度の手続の合理化	総務部	契約課	A
(3) 事務事業の整理・合理化				
63	事務事業の見直し	総合政策部	行政経営課・財政課	B
64	同和行政の見直し	市民活動部	人権政策課	C
65	補助金の整理合理化	総合政策部	財政課・行政経営課	B
(4) 投資的事業の重点化				
66	事業箇所数等の精査による中長期計画の策定	建設部	道路建設課・街路課	B
67	集合処理方式から個別処理方式への一部転換	建設部	下水道建設課	B
68	施設建設の事前調整の強化	総合政策部	総合政策課	D
(5) 公共施設の効果的・効率的な配置と運営				
69	公共施設の見直しの実施	総合政策部	行政経営課	C
70	公共施設の管理運営方法の改善	総合政策部	行政経営課	C
71	小・中学校及び幼稚園の適正配置	教育総務部 子ども未来部	教育政策課 子ども政策課	B
72	幼保一体化	子ども未来部	子ども政策課	C
73	市有遊休地の有効活用と売却	総務部	管財課	B
(6) 外郭団体の経営の健全化				
74	外郭団体の経営の改善	総合政策部	行政経営課	C
75	土地開発公社の経営の健全化	総合政策部	行政経営課	C
76	外郭団体の統廃合	総合政策部	行政経営課	C